

追加意見書

住所 山口県山陽小野田市新有帆町 19 番 1 号

氏名

杉山 晶 等

令和 3 年 7 月 21 日付提出致しました「調査請求書」(調査対象議員 山田伸幸) に関して、次のとおり、補足致します。

1. 先般、山陽小野田市を被告とする国家賠償請求事件において、証人尋問が実施され、山田議員が証人として出頭しました。

これに先立つ令和 3 年 6 月の本会議において、「ブラック企業は J V を組んでいた会社ではないことが判明したので、発言の訂正をしたい」とブラック企業発言を訂正するかのごとき発言をしていました。

しかしながら、上記証人尋問において、山田議員は、要旨次のような証言をしました。

- ① ブラック企業発言は、当初から、太陽産業を指してした発言ではない。
- ② したがって、令和 3 年 6 月の本会議の場において訂正したのは、安川電機についてのことであり、太陽産業に関して発言を訂正したわけではない。

上記の証言については、追って裁判所が作成する尋問調書で確認できます。

2 上記証言の問題点

太陽産業としても、山田議員が発言を訂正したこともあり、謝罪さえいただけなのであれば、これ以上の追求はしないつもりでした。しかしながら、山田議員は謝罪の言葉を述べるどころか、上記のとおり、訂正をしたのは太陽産業についてではないなどと証言するに至ったのである。

ところで、山田議員は、証人尋問の場において、「何故、ブラック企業発言から約 3 年も経過して、訂正するに至ったのか」という質問に対して、「訂正する機会がなかったからである」などと証言しています。山田議員の訂正の背景には、私が議会運営委員会へ提出した陳情書が関係しているものと思われます。陳情書に基づいて、私及び山田議員は、議会運営委員会に参考人として呼び出しを受けました。議会運営委員会では、山田議員による発言は不穏当発言であり、最終的に、次の本会議の冒頭において山田議員が議長から口頭注意を受けることになっていたと聞いております。しかしながら、山田議員が先手を打って、発言の機会を求め、上記訂正発言につながったのです。

以上のような経緯で、訂正の発言を行ったにもかかわらず、山田議員は、訂正発言の趣旨は、上記のとおり、太陽産業とは無関係であるかのごとく証言しております。山田

議員による訂正が上記の証言のとおりであるとすれば、山田議員は、議会運営委員会において不穏当発言と認定され、注意を受けることを回避するためだけに、上記訂正発言をしたことになり、山田議員の発言の趣旨が上記のとおりである以上、私が行った陳情の趣旨は、一切実現されていないことになり、

- 3 以上のように、山田議員は、本会議という公の場で、自らの発言について注意を受けることを回避するためだけに、形式的な訂正を行っております。安易にブラック企業などという強烈な印象を与える発言をしておきながら、自らの正当性のみを主張し、抗議の声に耳を傾けることもなく、発言の訂正や謝罪等を一切行おうとしないのは、議員としての倫理にもとるものというほかなく、貴審査委員会においても、十分な調査の上、厳格に対応していただきたく、追加で意見を述べます。

以上

時系列整理表

H30. 9. 28	山田議員による不穏当発言 <u>「この電気事業者についてはですね、私も以前ある方からご相談を受けて、非常に厳しい労働条件、所謂ブラック企業ではないかということで、調査に入ったこともある」</u>
H30. 10. 23	山田議員に対して抗議文の送付
H30. 11. 9	山田議員より葉書の返送 「10月23日に郵便を受け取りました。」
H31. 3. 14	民事調停申し立て→山田議員出頭せず終了
R1. 7. 19	山田議員を被告とする訴訟提起 ・同訴訟内で山田議員は、上記発言は、太陽産業を指すものではないと説明。
R2. 5. 18	山陽小野田市を被告とする訴訟提起（国賠事件）
R3. 2.	太陽産業・意見広告の発行
R3. 2. 9	議会運営委員会に陳情書の提出
R3. 2. 14	山田議員 広報誌に反論掲載
R3. 3. 14	山田議員 広報誌で、太陽産業を名指しで批判を掲載
R3. 4	山田議員 太陽産業社屋付近にて街宣活動 広報誌にて、更なる批判の掲載
R3. 4. 13	山田議員 議会運営委員会にて意見聴取 →山田議員の発言が不穏当発言であると認定
R3. 4. 26	公開質問状の提示 →公開質問状回答期限（R3. 5. 14）までに回答なし
R3. 5. 20	山田議員・山陽小野田市議会本会議にて、不穏当発言の訂正

街頭演説が行われた日

R3. 3. 19
R3. 3. 26
R3. 4. 10
R3. 4. 14